

○牧之原市土砂等の埋立て事業の保証金に関する質権設定契約実施要領
平成27年12月24日
告示第159号

(目的)

第1条 この要領は、牧之原市土砂等の埋立て事業の適正化に関する条例（平成27年牧之原市条例第34号。以下「条例」という。）第25条第3項の規定により、市と条例第2条第4号に規定する事業主（以下「事業主」という。）が締結する質権設定契約に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(金融機関)

第2条 条例第25条第1項の規定により事業主が保証金を定期預金により預入する金融機関は、事業主に対する債権を有しない金融機関に限るものとする。

2 「預金」を「貯金」として扱う金融機関においては、「定期預金」を「定期貯金」と読み替えるものとする。

(質権設定契約書)

第3条 条例第25条第3項の規定により市と事業主が締結する質権設定契約は、質権設定契約書（様式第1号）によるものとする。

(金融機関の承諾等)

第4条 事業主は、条例第25条第3項の規定による市を質権者とする質権設定に対し、当該金融機関の承諾を得なければならない。

2 事業主は、前項の承諾を得た場合は、質権設定契約書に公証人による確定日付を取得しなければならない。

(利息の取扱等)

第5条 条例第25条第3項の規定により市と事業主が締結する質権設定契約において、市が質権者となる対象は定期預金の元本のみとし、当該金融機関の定める利率により発生する定期預金の利息は含めないものとする。

2 事業の完了前に、条例第25条第1項の規定により預入された定期預金に満期日が到来し、当該金融機関の定めるところにより継続更新された定期預金についても、当該質権設定契約の効力が及ぶものとする。

(預り証等)

第6条 条例第25条第3項の規定により締結した質権設定契約に基づき、市が事業主から定期預金証書を預かったときは、事業主に預り証（様式第2号）を交付するものとする。

2 条例第25条第3項の規定により締結した質権設定契約を、条例第27条の規定により解除するときは、市が預かっていた定期預金証書を事業主に返還することにより行う。

3 第1項の預り証は、前項の規定により市が事業主に定期預金証書を返還したときは、事業主はこれを市に返還しなければならない。

附 則

この告示は、条例の施行の日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

質権設定契約書

牧之原市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）との間に、次のとおり質権設定契約を締結する。

第1条 乙は甲に対し、牧之原市土砂等の埋立て事業の適正化に関する条例（平成27年牧之原市条例第 号。以下「条例」という。）第25条第2項の規定に基づき、乙が牧之原市で行う土砂等の埋立て事業（以下「本件事業」という。）の適正な履行に対する保証として、金 円を負担していることを確認する。

第2条 乙は甲に対し、前条の保証を担保するため、後記債権に質権を設定し、同預金証書を本契約締結と同時に甲に引き渡すものとする。

乙は本契約締結後直ちに、定期預金の預入先金融機関から質権設定の承諾を得て、本契約書に公証人の確定日付を押捺の上、甲に引き渡すものとする。

第3条 前条で設定した質権において、甲が質権者となる対象は定期預金の元本のみとし、定期預金の預入先金融機関の定める利率により発生する利息は含めないものとする。

第4条 本件事業の完了前に定期預金債権に満期日が到来し、預入先金融機関の定めるところにより継続更新された定期預金債権についても、当該債権に同一性が認められる限り、設定した質権の効力が及ぶものとする。


第5条 乙又は本件事業につき、条例第26条第1項及び同条例施行規則（平成27年牧之原市規則第 号。）第22条第1項に規定する事由のいずれかが発生したときは、甲は質権を実行し、第三債務者から預金債権の払戻しを受けることができる。

債権の表示

口座振込先金融機関名	銀行 信用金庫 組合 その他	本店 支店 支所 (特)出張所
証書番号		
金額	円	
期間	年 月 日から	年 月 日まで
(フリガナ) 口座名義		

上記のとおり契約が成立したので、本証書一通を作成し、末尾に甲乙各自記名押印の上、甲がこれを保有し、乙は本証書の写しを保有する。

年 月 日

(甲) 静岡県牧之原市静波447番地1
牧之原市長 

(乙)



(金融機関の承諾)
上記債権質権設定を承諾した。



様式第2号（第6条関係）

預り証

定期預金証書1通

（内訳）

口座振込先金融機関名	銀行 信用金庫 組合 その他	本店 支店 支所 (特)出張所
証書番号		
金額	円	
期間	年 月 日から 年 月 日まで	
(フリガナ) 口座名義		

上記定期預金証書を、牧之原市土砂等の埋立て事業の適正化に関する条例第25条の規定により締結した質権設定契約に基づき、確かに預かりました。

年 月 日

様

静岡県牧之原市静波447番地1
牧之原市長

